

2021 犬山市プレミアム商品券受託事業実施要領

1. 実施目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、飲食店を中心に多くの事業者が経済的なダメージを受けている。このような状況に対応していくため、市民への生活支援、市内消費の拡大を図ることを目的とする。

2. 商品券の名称

「2021 犬山市プレミアム商品券」

3. 実施主体

犬山市から犬山商工会議所が事務受託して実施する。

4. 商品券の発行総額

額面総額 4億4400万円

販売金額 2億2200万円

(商品券には、偽造防止策としてホログラム、通しナンバーを施す。)

5. 商品券の内容

商品券は、500円券12枚、額面6,000円分を1セットとし、3,000円で販売する。ただし、6枚は、売場面積1,000㎡未満の店舗（以下「中小店」という。）のみで使用できる「中小店限定券」とし、残り6枚は、「中小店」のほか売場面積1,000㎡以上の大型店舗（以下「大型店」という。）でも使用できる「全店共通券」とする。

6. 商品券の販売

(1)第1次販売

商品券の購入対象者

犬山市内在住者（基準日2021年7月15日）（予定） 想定約74,000人

購入限度額は、一人当たり1セット（額面6千円）までとする。

商品券の販売期間及び場所

犬山市から送付された購入引換券持参者に販売する。

商品券の販売期間は、令和3年8月24日(火)10時から9月30日(木)とする。

販売場所

市内郵便局、農協、大型店等

※大型店等での販売場所は、地区等を勘案し決定するものとする。

(2)第2次販売

第1次販売で売れ残った場合、第2次販売を行う。

販売方法、販売場所は未定。

7. 商品券の使用可能期間

令和3年9月1日(水)～令和3年12月31日(金)

8. 商品券を使用できる店舗

商品券は、犬山市内に事業所を有し、本事業参加店として登録された店舗において使用できる。なお、複数の支店がある場合、各支店店舗単位で登録が必要。

登録申請期間は、令和3年4月1日（木）から11月30日（火）までとする。ただし、6月21日（月）以後の申込は、全戸配布するチラシには掲載しない。

9. 商品券の使用について

(1) つり銭の取扱い

使用した商品券の額面金額が、購入した商品の価格を超えている場合、その差額（つり銭額）は返却されないものとする。

(2) 使用可能期間を過ぎた商品券の取扱い

使用可能期間が過ぎた商品券の使用はできない。

(3) 使用できない品目（別紙「犬山市プレミアム商品券が使用できない品目一覧」参照）

- ① 有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券など換金性の高いもの
- ② 電気料金、ガス料金、水道料金、通話料金、電車賃、バス賃、新聞定期購読代、NHK受信料、医療費（治療費及び処方薬）、公共サービス料など
- ③ 税金、預貯金、保険料など
- ④ たばこ

(4) 禁止事項（別紙「犬山市プレミアム商品券の禁止事項」参照）

- ① 参加店自体が商品券を購入して直接換金すること
- ② 事業者間取引に伴う代金を支払うこと（商品仕入れ代金・諸経費の支払い）

※禁止事項に違反した場合、参加店資格を取り消すものとする。

10. 参加店について

(1) 犬山市内に店舗を有する事業所は登録できる。

登録料は無料

(2) 登録できない店舗

- ① 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条の適用を受けて営業する店舗（会員事業所を除く）
- ② 犬山市外の店舗
- ③ 暴力団対策法の規制を受ける店舗
- ④ その他犬山商工会議所が別に定める業種に属する店舗

11. 商品券の換金方法

商品券の換金手数料は、無料とする。

犬山商工会議所——名古屋銀行犬山支店振出の小切手にて支払う。ただし、金融機関によっては小切手の取立に際し、手数料がかかる場合がある。

市内指定金融機関一窓口にて、参加店名義の通帳に入金する。（1日の換金枚数200枚以下のみ）

12. 事業実施のPR

本事業は、犬山商工会議所だより、犬山商工会議所ホームページ、チラシ「参加店一覧表」を広報犬山とあわせて配布、ポスターにより対象者に広く周知を図る。

13. その他

その他、必要とされることは、会頭が定める。